

## 令和六年能登半島地震により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が令和6年6月30日まで延長されます。

氏名	日本花子	昭和××年●月●日生						
住所	■■県○○市△△町□□							
交付	平成●●年△月□日 12345							
有効期間	2024年(令和6年)1月1日まで有効							
免許の条件等	優良							
番号	第 123456789000 号							
二小限	平成05年07月01日	種類	大型	中型	普通	大特	大自	普通
他	平成07年08月10日	種類	小特	原付	大二	中二	普二	大自
二種	平成14年09月20日	種類						

運転免許証  
〇〇〇〇〇  
公安委員会

有効期間の末日(左の場合、令和6年1月1日)が、

**令和6年1月1日(注)から令和6年6月29日までの方は、令和6年6月30日まで運転することができます。(令和6年6月30日までに更新手続きをしてください。)**

(注)道路交通法の規定により令和5年12月29日～令和6年1月3日が有効期間の末日の場合、令和6年1月4日が末日とみなされますので、この措置の適用を受けます。

### 対象となる方

新潟県、富山県、石川県、福井県の市町村に住所のある方が対象となります。(4県、35市、11町、1村 全47市町村)

※ 対象となる市町村は、今回の災害に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市町村は令和6年1月11日時点のものです。

※ 令和6年6月30日の直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますので御注意ください。

※ 運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。

※ 最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続きなど、詳しくは、最寄りの警察署又は免許センターにお問い合わせください。